第二次訴訟　東京高裁判決の要旨

[主文]

1．一審原告らの米軍機の夜間飛行などの差し止め請求及び騒音到達の禁止請求に係る控訴を棄却する。

2．原判決主文第一項2を取り消す。一審原告らの自衛隊機の夜間飛行等の差し止め請求及び騒音到達の禁止請求係る控訴を棄却する。

3．原判決主文第二項を次の通り変更する。

1．一審原告らの平成10年12月18日以降に生ずべき損害の賠償請求に係る訴えを棄却する。

2．一審被告は別表一「損害賠償額一覧表」中の「氏名」欄記載の一審原告らに対し、それぞれ同一覧表中の一審原告に対応する「損害賠償額合計」欄記載の金員及び右金員のうち、「昭和59年9月までの慰謝料額」欄記載の金員に対する昭和59年10月1日から、「平成3年12月までの慰謝料額」欄記載の金員に対する平成4年1月1日から各支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3． 2掲載の一審原告らの平成10年12月17日までに生じた損害のその余の賠償請求、その余の平成10年12月17日までに生じた損害の賠償ならびに一審原告らの米軍機及び自衛隊機の夜間飛行等の差し止め請求及び騒音到達の禁止請求に関する弁護士費用に係る損害の賠償請求をいずれも棄却する。

4．略

【事案の概要】

本件は、厚木基地の周辺に居住し、または居住していた一審原告らが一審被告(国)に対し、自衛隊機及び米軍機の発する騒音などにより身体的・精神的被害、生活妨害等の損害を被っていると主張して、(1)人格権又は環境権に基づく民事上の請求として、自衛隊機及び米軍機の一定の時間帯(毎日午後8時から翌日午前8時まで)における離着陸等の差し止め及びそれ以外の時間帯における音量の規制　(2)「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う民事特別法二条、国家賠償法二条に基づき、居住開始の翌月以降に生じた過去の損害及び差し止め実現までの将来の損害の賠償を求めた事案である。

原審は、一審原告らの、(1)の差し止め請求のうち、米軍機の差し止め請求に関する部分を却下し、自衛隊機の差し止め請求に関する部分を棄却し、(2)の損害賠償請求のうち、平成3年12月16日までに生じた過去の損害の賠償請求に関する部分について、WECPNL80以上の地域に居自由詩、又は居住していた一審原告らの請求の一部を認容し、その余の請求を棄却すると共に、原審の口頭弁論終結の日の翌日以降に生ずべき将来の損害の賠償請求に関する部分を却下した。

一審原告らは原審が、一審原告らの差し止め請求を却下し、あるいは棄却したこと、一審原告らの生活妨害等の被害を認めたが、聴覚障害などの健康被害を認めず、WECPNL80未満の地域に居住し又は居住していた一審原告らについてその被害が受忍限度内であると判断したこと、WECPNL80以上の地域に居住し又は居住していた一審原告らについて認められた損害賠償の額が不当に低額であること等を不服として控訴した。

また、一審判決は、原審は騒音や振動などの侵害行為及び被害の有無、程度、一審被告による住宅防音工事等の周辺対策についての事実認定を誤り、さらには、厚木基地の公共性、環境基準などについての評価、判断を誤ったなどと主張し、原審が、WECPNL80以上の地域に居住し又は居住していた一審原告らについてその被害が受忍限度を超え、厚木基地の設置、管理に違法性があると判断したこと、一部の一審原告らについて危険への接近の理論を適用して免責又は損害賠償額の減額をしなかったこと等を不服として控訴した。

【当裁判所の判断】

1、自衛隊機に関する差し止め請求について

防衛庁長官は、自衛隊に化せられたわが国の防衛等の任務の遂行のため自衛隊機の運行を統括し、その航行の安全及び航行に起因する障害の防止を図るため必要な規制を行う権限を有するものとされているのであって、自衛隊機の運行は、このような防衛庁長官の権限の下において行われるものである。そして、自衛隊機の運行にはその性質上必然的に騒音などの発生を伴うものであり、防衛庁長官は右騒音などによる周辺住民への影響にも配慮して自衛隊機の運行を規制し、統括するものである。しかし、自衛隊機の運行に伴う騒音などの影響は飛行場周辺に広く及ぶことが不可避であるから、自衛隊機の運行に関する防衛庁長官の権限の行使はその運行に必然的に伴う騒音などについて周辺住民の受忍を義務付けるものといわなければならない。そうすると、右権限の行使は、右騒音などにより影響を受ける周辺住民との関係において、公権力の行使に当たる行為というべきである。

一審原告らの自衛隊機に関する差し止め請求は、必然的に防衛庁長官にゆだねられた前記のような自衛隊機の運行に関する権限の行使の取消変更ないしその発動を求める請求を包含するものといわなければならないから、行政訴訟としてどのような要件の下にどのような請求をすることができるかはともかくとして、民事上の請求としての右差し止め請求は不適法というべきである。

2．米軍機に関する差し止め請求について

一審原告らが、一審被告に対して米軍機の一定の時間帯における離着陸等の差し止め及びそれ以外の時間帯における音量の規制を請求することができるためには、一審被告が米軍機の運行等を規制し、制限することのできる立場にあることを要するものというべきである。

厚木基地は、わが国とアメリカ合衆国との間で締結された政府間協定により、現在、地位協定二条四項aに基づく米軍とわが国の海上自衛隊の共同使用部分、同項bの規定の適用のある施設及び区域として米軍に対し引き続き使用が認められた海上自衛隊の管轄管理する部分、引き続き米軍が航空機を保管し、整備等を行うため専用している部分とからなる。

このように、厚木基地に係る一審被告と米軍との法律関係は条約に基づくものであるから、一審被告は、条約ないしこれに基づく国内法令に特段の定めの無い限り、米軍の厚木基地の管理運営の権限を制約し、その活動を制限し得るものではないところ、関係条約及び国内法令に右のような特段の定めは無い。そうすると、一審原告らが米軍機の離着陸等の差し止めを請求するのは、一審被告に対してその支配の及ばない第三者の行為の差し止めを請求するものというべきであるから、本件米軍機に関する差し止め請求は、その余の点について判断するまでもなく、主張自体失当として棄却を免れない。

3．損害賠償請求について

1.　一審被告による厚木基地の使用及び供用が違法な権利侵害ないし法益侵害となるかどうかについては、侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為の持つ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に採られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に判断して、侵害行為による被害が社会生活上受忍限度を超えるものかどうかによって決すべきものである。

一審被告は、海上自衛隊厚木飛行場を設置管理すると共に自らも使用し、また、飛行場区域も含めて厚木基地を米軍に提供し、その使用に供してきたところ、厚木基地の使用及び供用は一定の公共性を有し、かつ、一審被告の周辺対策及び音源対策は一定の効果を挙げてきたがこれらを考慮しても、基地周辺のWECPNL80以上の区域に居住し又は以前居住していた一審原告らは厚木基地を離着陸する米軍機及び自衛隊機の騒音などにより、受忍限度を超える生活妨害の被害を受けており、航空機騒音などによる侵害行為が違法性を帯びるものと認めるのが相当である。

2.昭和46年の日米による共同使用が開始された頃から空母ミッドウェーの横須賀母港化問題が生じ、日米間の折衝を経て昭和48年10月はじめにミッドウェーが初入港し、その直前頃(同年9月末に初飛来)から艦載機が飛来するようになって、騒音がそれまでとは格段に異なる激しいものになると共に、同年12月に海上自衛隊の移駐により騒音が一層増加した。

また、ミッドウェーの横須賀母港化問題が発生して以来、政党、住民団体等による反対抗議運動などが行われ、入港の頃には基地周辺の騒音などによる被害が社会問題として注目を集めるようになっていた。そうすると、一審原告のうち、すくなくともミッドウェーの横須賀入港後である昭和49年以降に厚木基地周辺地域に転入したものについては、特段の事情の無い限り、本件侵害行為やこれに基づく被害を認識していたか、仮にこれを認識していなかったとしても、認識しなかったことにつき過失があったというべきであり、このことは、それ以前から周辺地域に居住していて騒音の被害を受けるにいたった一審原告らとの間の衡平の観点からも、損害賠償額の算定に当たって考慮するのが相当である。しかし、厚木基地においては、昭和57年２月以降、NLP(夜間連続離着陸訓練)が実施されるようになり、右の時期を境にして騒音量に質的な変化が見られるから右の認識や認識しなかったことについての過失は、NLPの開始前の被害に係る損害の算定に当たってのみ考慮すべきである。

更に、NLPが開始された昭和57年2月以降に厚木基地周辺において居住を開始した一審原告らのうち一名は、本件の航空機騒音とこれによる被害を十分認識しながらあえてこれを容認して転入したものであり、その被害は、騒音による精神的苦痛な意思生活妨害のように直接生命、身体に係るものでないから、厚木基地の公共性並びに米軍機及び自衛隊機の活動の公共性をも参酌して考慮すると、右転入後の被害は受忍すべきものであり、右被害を理由として慰謝料の請求をすることは許されない。

3.なお、損害賠償額の算定に当たっては、右2のとおり危険への接近の法理による考慮(減額)を行うほか、原審の判断のとおり、一審原告らを居住地のWECPNL値に応じて三段階に分類し、また、防音工事を受けたものについては、その室数に応じて減額するのが相当である。そして、一審被告は、一審原告らのうち134人(訴訟承継のあった者は被承継人の数)に対し、総計1億7017万円及び遅延損害金を支払うべきである。

東京高等裁判所第10民事部

裁判長 岩井　俊